

規格・基準の番号，発行，書式等に係る要領

制定：平成 9 年 12 月 19 日
改正：平成 10 年 3 月 18 日
改正：平成 10 年 12 月 17 日
改正：平成 13 年 3 月 27 日
改正：平成 16 年 3 月 25 日
改正：平成 16 年 5 月 27 日
改正：平成 18 年 9 月 12 日
改正：平成 25 年 6 月 11 日

日本電気技術規格委員会（以下，委員会という）が審議，承認する民間規格・基準に関する統一的規格・基準番号の付与，発行に関する事項，統一的記載方法等については，委員会規約に拠るほか，以下に定めるところに拠り行うものとする。

1．民間規格・基準の区分

本要領を適用する規格・基準とは，

技術基準の解釈，審査基準に引用を希望する民間規格・基準など，技術基準等への反映を要請する民間規格・基準。

電気事業法等の目的達成のために民間自ら作成し使用することにより自主的な保安確保に資する民間規格・基準をいい，次のとおり区分する。

(1) 民間規格・基準 A タイプ：

規定の内容： 技術基準等の規定を自主的に補完・解説する。

法令への引用： 自主的に補完・解説する内容等のため，法令への引用を求める必要はない。

解釈等との対応関係： 民間規格・基準の規定内容による。

(2) 民間規格・基準 B タイプ：

規定の内容： 解釈の規定と異なる内容を有している。

法令への引用： 解釈に引用されることにより，法令運用に使用されることをめざし制定される。

解釈等との対応関係： 引用されることを前提としているため，解釈の規定に対応する規定にしている。

(3) 民間規格・基準 C タイプ：

規定の内容： 解釈と規定と異なる内容を有している。

法令への引用： 部分的に引用されることが相応しくないため，民間規格・基準全体を持って解釈等に引用されることにより，法令運用に使用されることを求める。

解釈等との対応関係： 民間規格・基準の規定内容による。

2. 民間規格・基準の番号の付与

(1) 民間規格・基準の番号の付与，規格の名称

- イ．委員会は，承認した民間規格・基準（以下，単に「規格」という。）に対して，委員会の規格番号を割り当てる。
- ロ．規格番号の割り当ては，規格作成団体の代表及び委員会幹事の協議により割り当てる。
- ハ．技術基準等への反映を希望する規格の名称は，関係行政機関が「規格名／規格番号／制定年又は改定年」をもって引用するに際し，適切なものであること。
- ニ．Aタイプ及びCタイプの規格であって，委員会の承認を得たものは，当該団体固有の規格番号と併記することとする。
- ホ．Bタイプの規格は，規格作成団体の名称及びその団体の規格番号を表記しないことができる。

(2) 規格番号の構成

- イ．委員会規格番号の構成は次のとおりとする。

「J E S C」の記号

分野別のアルファベット記号

管理用の番号

承認年（西暦）

- ロ．規格番号構成の意味

「J E S C」

日本電気技術規格委員会の英文呼称(Japan Electrotechnical Standards and Codes Committee) の略称

分野別のアルファベット記号

H：「発電用水力設備の技術基準」に関するもの

T：「発電用火力設備の技術基準」に関するもの

E：「電気設備の技術基準」に関するもの

N：「発電用原子力設備の技術基準」に関するもの

F：「発電用核燃料物質の技術基準」に関するもの

W：「電気工作物の溶接の技術基準」に関するもの

V：「発電用風力設備の技術基準」に関するもの

Z：その他に関するもの

管理用の番号（4桁）

の分野毎に定める4桁の管理用の番号

・千の位 - 各分野における内容を示す番号

0：総括（2以上の内容を統合したもの又は内線規程等のように一

冊の本としてまとめたもの)

- 1：基本及び一般的事項（定義を含む）
- 2：設計
- 3：材料
- 4：構造
- 5：機器及び器具（電線，ケーブル類を含む）
- 6：工事
- 7：測定及び試験
- 8：運転及び運転管理
- 9：その他

下3桁の数値 - の各分野の内容毎の管理用番号

八．表示様式の例

「J E S C E 1 2 3 4 (1 9 9 8)」

なお，二つ以上の分野に関連する規格は，“ / ”を用いて，

「J E S C T / W 1 2 3 4 (1 9 9 8)」のように記載する。

(3) 規格の承認年

委員会規格承認年は，日本電気技術規格委員会の承認年の西暦年号とする。

なお，書面審議等であって委員会開催による承認に基づかない場合は，委員会が決定したとみなされる日（例：書面審議回答締め切り日，委員長決済日など）とする。

また，発行年月日は，各団体に定める発行年月日とする。

3．規格の発行

(1) 委員会が承認した規格は，公開すること。

(2) 規格の管理，維持及び発行については，それを取りまとめた専門部会の置かれている規格作成団体が責任を持って行うことを原則とする。

また，発行に伴う種々の事務処理については，当該団体が実施している規格発行の例に倣うものとする。

(3) 規格は，原則として，各規格毎に発行するものとする。なお，インターネットホームページにより規格を公開する場合は発行したものとみなすが，規格票原本を備えておくものとする。

(4) 委員会が承認した規格は，規格利用者の求めに応じ，差別無く提供するものとする。

(5) 委員会事務局は，規格の一覧表を整備し，規格に係る番号，名称等の情報を維持，管理し一般に提供できるようにしておくものとし，当該規格作成団体は，それに協力することとする。

(6) 規格の規定内容等に関する照会，問い合わせ等については，当該規格作成団体が対応するものとする。

4．規格の見直し

委員会が承認した規格で、技術基準等に反映されている規格は、少なくとも5年に一度見直しを行うものとする。

5．規格の書式，記載方法等

規格作成団体は、委員会に承認された規格は、以下に規定する書式，記載方法で発行するものとする。

(1) 規格の寸法等

- ・規格の大きさは、BタイプのものにあつてはA4版縦を原則とし、Aタイプ及びCタイプのものにあつては、各団体の判断に基づくものとする。
- ・記載文字は、横書きを原則とする。
- ・規格は、左綴じを原則とする。

(2) 表紙の記載事項

表紙の記載事項は、原則次のとおりとする。

イ．規格タイプA及びタイプCの場合

規格名称（英文名称も併記することを推奨する。）

規格番号（各団体固有のもの）

規格の制定年月日又は改訂年月日

規格発行団体名

規格制定者名・改定者名（例：委員会名など。ただし、必要に応じ。）

委員会の規格番号，委員会名（ただし、表紙の右肩の位置とする。）

ロ．規格タイプBの場合

規格名称（英文名称も併記することを推奨する。）

委員会規格番号

規格の制定年月日又は改訂年月日

規格制定者名・改定者名（日本電気技術規格委員会）

(3) 規格の前付け要素における記載事項

イ．前付け要素中において規格自体を説明するための必要事項

民間規格自体の制定意図（推奨）

各団体が制定する民間規格の各規格シリーズの制定意図、目的等について総括的に説明する事項が、各民間規格の中に記載されていることが、民間規格の性格、意義などを理解する上で望ましい。

規格の制・改定の趣旨、経緯（義務）

民間規格の制・改定の趣旨、経緯は、その規格を理解する上での非常に重要な情

報である。なお，規格改定に関する編年的履歴情報も記載することが望ましい。

規格の維持・管理の説明（推奨）

技術基準・解釈との関係（義務）

技術基準(省令・解釈)に対する民間規格制定の趣旨,その民間規格を使用することによる保安確保の意義等について

規格の使用方法の説明（義務）

規格使用者に対し,正しく民間規格を使ってもらうため,その規格の性格,位置付けに関する基本的,一般的説明事項。

免責事項（義務）

民間規格の規定に関する責任の所在を明確にするため説明事項。

著作権等に関する事項（該当事項があれば義務）

規格に,著作権等に係わる事項が含まれている場合の,それに関する注意事項の記載。

特許権等に関する事項(該当事項があれば義務)

規格に特許権等の対象となる技術を含む場合には,特許権の実施の許諾に関する説明事項。(ただし,承諾を求めることの可否は別途に要検討の事項)

委員名簿（義務）

JESC規格自体の説明(A及びCタイプには推奨,Bタイプは義務)

引用規格,引用資料の説明(推奨)

□.規格の前付け要素中において規定要素を説明するための必要事項

規定要素の性格区分（推奨）

規定要素の要求事項の趣旨を明確にするため,

- ・義務的事項,
- ・推奨的事項

など,要求事項の意味を明確にするための表記。

規定要素本文に対する解説の位置付け（推奨）

規定要素本文と解説の位置付け,記載の役割分担等に関する説明。

技術基準・解釈との関係（推奨）

民間規格が電気工作物の保安確保の一翼を担うという観点から,技術基準・解釈に対する民間規格の役割,民間規格の位置付けなど,その民間規格における技術基準・解釈との関係の具体的説明。

なお,民間規格が省令技術基準に適合している明確な説明があれば,省令適合性の一例である解釈との関係の説明は義務として要求できるものではないので,必要性に応じて任意に記載してもらふこととする。

国際規格(IEC,ISO)等との関係(対応関係があるものは義務)

対応するIEC,ISO規格等の国際規格や他の国の規格などがある場合,それと民間

規格との関係，整合性などの説明。

言葉の使い方（推奨）

規格利用者の理解を助けるための，規定要素中で使用する言葉使用に関する説明。

(4) 規格の規定要素中において記載の必要な事項

目的，適用範囲の明確な記載（義務）

用語の定義（推奨）

本文と解説の書き分け（Aタイプは推奨，B及びCタイプは義務）

民間規格によっては，規定要素本文と補足要素と思われる解説的内容が一体となって記述されている場合があるが，引用を意図する場合は，規定本文と解説を書き分ける必要がある。

著作権，特許等に関する説明事項（推奨）

個別規定要素中に，具体的事項があれば，記載を推奨する。

関係する規格・基準との関係（推奨）

技術的規定要素の要求事項の部分において，関係する規格・基準の条文が判る記載であれば，さらに民間規格について理解しやすくなると考えられる。

曖昧表現の排除，抽象表現の回避(注意喚起)

規格使用者が規格制定者の意図を理解し，規定内容を誤解をしないように，規定要素中の要求事項における曖昧表現，抽象表現は，避けるよう努める。

(5) 記載事項の補足（参考）

イ．推薦の辞，序文等を記す場合

・ 推薦の辞，序文等を掲載する場合は，執筆者の執筆日，職責を明記することが望ましい。

・ 執筆日は，規格発行日との関係を考慮し，極端に乖離しないことが望ましい。

ロ．単位の名称とその記号を記す場合

規格に使用されている単位の名称，記号等の説明を記載する。

ハ．使用用語等を記す場合

規格の規定要素に用いる用字，用語，記述符号等は，「規格票の様式」(JIS Z 8301)に準拠することが望ましい。

ニ．委員名簿等を記す場合

委員会の公開の観点から，委員名簿等は審議に携わった関係者を極力広く掲載することが望ましい。

・ 規格制定・改正に携わった委員等の例

委員会委員，専門部会，分科会，作業会等の委員，旧委員，事務局員等。

・ 委員名簿を構成している日付。なお，名簿には委員の在席時の日付を明記することが望ましい。

6. 規格の様式

規格の書式は，必要最小限の統一を図る観点から，以下のとおり規定又は参考例示をする。

(1) 民間規格Bタイプの場合（作成した団体名及び団体固有の規格番号を省略する場合）

イ．表紙：本様式に準拠すること。

<p style="text-align: center;">J E S C</p> <p style="text-align: center;">高圧架空電線の種類 (必要に応じ英語名を併記)</p> <p style="text-align: center;">JESC E2004 (1998)</p> <p style="text-align: center;">平成10年5月29日 制定</p> <p style="text-align: center;">日本電気技術規格委員会</p> <p>(一般社団法人 日本電気協会 発行)</p>

ロ．表紙の裏面：参考として例示

<p>制定・改正の経緯</p> <p>制 定：平成 年 月 日</p> <p>第1回改正：平成 年 月 日</p> <p>第2回改正：平成 年 月 日</p>

八．前付け要素

- ・ J E S C 規格の説明事項：以下の説明を添付すること。

日本電気技術規格委員会規格について

1．技術基準の性能規定化

電気事業法においては、電気設備や原子力設備など七つの分野の技術基準が定められており、公共の安全確保、電気の安定供給の観点から、電気工作物の設計、工事及び維持に關して遵守すべき基準として、電気工作物の保安を支えています。これら技術基準のうち、発電用水力設備、発電用火力設備、電気設備の三技術基準は、性能規定化の観点から平成9年3月に改正されました。

2．審査基準と技術基準の解釈

この改正により、三技術基準は、保安上達成すべき目標、性能のみを規定する基準となり、具体的な資機材、施工方法等の規定は、同年5月に資源エネルギー庁が制定した「技術基準の解釈」（発電用水力設備、発電用火力設備及び電気設備の技術基準の解釈）に委ねられることとなりました。そして、「技術基準の解釈」は、電気事業法に基づく保安確保上の行政処分を行う場合の判断基準の具体的内容を示す「審査基準」として、技術基準に定められた技術的要件を満たすべき技術的内容の一例を具体的に示すものと位置付けられました。

3．審査基準等への民間規格・基準の反映

この技術基準の改正では、公正、公平な民間の機関で制定・承認された規格であれば、電気事業法の「審査基準」や「技術基準の解釈」への引用が可能（原子力を除く。）となり、技術基準に民間の技術的知識、経験等を迅速に反映することが可能となりました。

このようなことから、これら「審査基準」や「技術基準の解釈」に引用を求める民間規格・基準の制定・承認などの活動を行う委員会として、「日本電気技術規格委員会」が平成9年6月に設立されました。

4．日本電気技術規格委員会の活動

日本電気技術規格委員会は、学識経験者、消費者団体、関連団体等で構成され、公平性、中立性を有する委員会として、民間が自主的に運営しております。

経済産業省では、民間規格評価機関から提案された民間規格・基準を、技術基準の保安体系において積極的に活用する方針です。当委員会は、自身を民間規格評価機関として位置付け委員会活動を公開するとともに、承認する民間規格などについて広く一般国民に公知して意見を受け付け、必要に応じてその意見を民間規格に反映するなど、民間規格評価機関として必要な活動を行っています。

具体的には、当委員会における専門部会や関係団体等が策定した民間規格・基準、技術基準等に関する提言などについて評価・審議し、承認しています。また、必要なものは、行政庁に対し技術基準等への反映を要請するなどの活動を行っております。

主な業務としては、

- ・電気事業法の技術基準などへの反映を希望する民間規格・基準を評価・審議し、承認
- ・電気事業法等の目的達成のため、民間自らが作成、使用し、自主的な保安確保に資する民間規格・基準の承認
- ・承認した民間規格・基準に委員会の規格番号を付与し、一般へ公開
- ・行政庁に対し、承認した民間規格・基準の技術基準等への反映の要請
- ・技術基準等のあり方について、民間の要望を行政庁へ提案
- ・規格に関する国際協力などの業務を通じて、電気工作物の保安、公衆の安全及び電気関連事業の一層の効率化に資すること

などがあります。

5．本規格の使用について

日本電気技術規格委員会が承認した民間規格・基準は、審議の公平性、中立性の確保を基本方針とした委員会規約に基づいて、所属業種のバランスに配慮して選出された委員により審議、承認され、また、承認前の規格・基準等について広く外部の意見を聞く手続きを経て承認しております。

委員会は、この規格内容について説明する責任を有しますが、この規格に従い作られた個々の機器、設備に起因した損害、施工などの活動に起因する損害に対してまで責任を負うものではありません。また、本規格に関連して主張される特許権、著作権等の知的財産権（以下、「知的財産権」という。）の有効性を判断する責任、それらの利用によって生じた知的財産権の有効性を判断する責任も、それらの利用によって生じた知的財産権の侵害に係る損害賠償請求に応ずる責任もありません。これらの責任は、この規格の利用者にあるということにご留意下さい。

本規格は、「設備の技術基準の解釈について」に引用され同解釈の規定における選択肢を増やす目的で制定されたもので、同解釈と一体となって必要な技術的要件を明示した規格となっております。

本規格を使用される方は、この規格の趣旨を十分にご理解いただき、電気工作物の保安確保等に活用されることを希望いたします。

二．規定要素

- a. 本文：本様式に準拠すること。

日本電気技術規格委員会規格	
高圧架空電線の種類	
(必要に応じ英語を併記)	
J E S C E 2 0 0 4 (1 9 9 8)	
1 . 目的	
2 . 適用範囲	
3 . 引用規格	
4 . (規格本文)	
.....	

ホ．補足要素

- b. 規格の解説：本様式に準拠すること。

JESC E2004「高圧架空電線の種類」解説

- 1．制定経緯
- 2．制定根拠，技術的根拠
- 3．規格の説明

へ．奥付：参考として例示

高圧架空電線の種類
(必要に応じ英語表記を併記)

JESC E2004(1998)

日本電気技術規格委員会
Japan Electrotechnical Standards and Codes Committee

平成10年 月 日 第1版発行
定価 円
制定 日本電気技術規格委員会
発行 一般社団法人 日本電気協会
東京都千代田区有楽町1-7-1
電話 03-3216-0555

© 1998 日本電気協会

発行所

印刷株式会社

(2) 民間規格 A 及び C タイプの場合

民間規格 A 及び C タイプの場合の書式については、参考として例示

イ．表紙：(右肩の委員会規格の表記は義務)

一般社団法人 日本電気協会の電気技術規程の例

	JESC E0000 (2000)
	日本電気技術規格委員会
電気技術規程	
使用設備編	
	規 程
	(Interior Wiring Code)
	JEAC 8001-1999
	一般社団法人 日本電気協会
	専門部会

ロ．前付け要素：J E S C 規格の説明事項

日本電気技術規格委員会規格について

1．技術基準の性能規定化

電気事業法においては、電気設備や原子力設備など七つの分野の技術基準が定められており、公共の安全確保、電気の安定供給の観点から、電気工作物の設計、工事及び維持に関して遵守すべき基準として、電気工作物の保安を支えています。これら技術基準のうち、発電用水力設備、発電用火力設備、電気設備の三技術基準は、性能規定化の観点から平成9年3月に改正されました。

2．審査基準と技術基準の解釈

この改正により、三技術基準は、保安上達成すべき目標、性能のみを規定する基準となり、具体的な資機材、施工方法等の規定は、同年5月に資源エネルギー庁が制定した「技術基準の解釈」（発電用水力設備、発電用火力設備及び電気設備の技術基準の解釈）に委ねられることとなりました。そして、「技術基準の解釈」は、電気事業法に基づく保安確保上の行政処分を行う場合の判断基準の具体的内容を示す「審査基準」として、技術基準に定められた技術的要件を満たすべき技術的内容の一例を具体的に示すものと位置付けられました。

3．審査基準等への民間規格・基準の反映

この技術基準の改正では、公正、公平な民間の機関で制定・承認された規格であれば、電気事業法の「審査基準」や「技術基準の解釈」への引用が可能（原子力を除く。）となり、技術基準に民間の技術的知識、経験等を迅速に反映することが可能となりました。

このようなことから、これら「審査基準」や「技術基準の解釈」に引用を求める民間規格・基準の制定・承認などの活動を行う委員会として、「日本電気技術規格委員会」が平成9年6月に設立されました。

4．日本電気技術規格委員会の活動

日本電気技術規格委員会は、学識経験者、消費者団体、関連団体等で構成され、公平性、中立性を有する委員会として、民間が自主的に運営しております。

経済産業省では、民間規格評価機関から提案された民間規格・基準を、技術基準の保安体系において積極的に活用する方針です。当委員会は、自身を民間規格評価機関として位置付け委員会活動を公開するとともに、承認する民間規格などについて広く一般国民に公知して意見を受け付け、必要に応じてその意見を民間規格に反映するなど、民間規格評価機関として必要な活動を行っています。

具体的には、当委員会における専門部会や関係団体等が策定した民間規格・基準、技術基準等に関する提言などについて評価・審議し、承認しています。また、必要なものは、行政庁に

対し技術基準等への反映を要請するなどの活動を行っております。

主な業務としては、

- ・電気事業法の技術基準などへの反映を希望する民間規格・基準を評価・審議し、承認
- ・電気事業法等の目的達成のため、民間自らが作成、使用し、自主的な保安確保に資する民間規格・基準の承認
- ・承認した民間規格・基準に委員会の規格番号を付与し、一般へ公開
- ・行政庁に対し、承認した民間規格・基準の技術基準等への反映の要請
- ・技術基準等のあり方について、民間の要望を行政庁へ提案
- ・規格に関する国際協力などの業務を通じて、電気工作物の保安、公衆の安全及び電気関連事業の一層の効率化に資すること

などがあります。

5. 本規格の使用について

日本電気技術規格委員会が承認した民間規格・基準は、審議の公平性、中立性の確保を基本方針とした委員会規約に基づいて、所属業種のバランスに配慮して選出された委員により審議、承認され、また、承認前の規格・基準等について広く外部の意見を聞く手続きを経て承認しております。

委員会は、この規格内容について説明する責任を有しますが、この規格に従い作られた個々の機器、設備に起因した損害、施工などの活動に起因する損害に対してまで責任を負うものではありません。また、本規格に関連して主張される特許権、著作権等の知的財産権（以下、「知的財産権」という。）の有効性を判断する責任、それらの利用によって生じた知的財産権の有効性を判断する責任も、それらの利用によって生じた知的財産権の侵害に係る損害賠償請求に応ずる責任もありません。これらの責任は、この規格の利用者にあるということにご留意下さい。

【以下、Aタイプの規格に対して。ただし必要に応じ説明を変更しうる。】

本規格は、「 設備の技術基準の解釈について」を補完、解説するなど、自主的な保安確保に資する民間規格であり、本規格を遵守することにより、技術基準及び解釈の規定を遵守するとともに、より良好な保安確保を目指す目的で制定された民間規格です。また、本規格は、技術の進歩、社会の変化などを踏まえ、適宜見直しを行うこととしております。

本規格を使用される方は、この規格の趣旨を十分にご理解いただき、電気工作物の保安確保等に活用されることを希望いたします。

【以下、Cタイプの規格に対して。ただし、必要に応じて説明を変更しうる。】

本規格は、「 設備の技術基準の解釈について」とは異なる規定内容を有している規格ですが、「 設備の技術基準」の規定を満たしており、本規格を遵守することにより電気工作物の良好な保安確保が期待できる民間規格です。また、本規格は、技術の進歩、社会の変化などを踏まえ、適宜見直しを行うこととしております。

本規格を使用される方は、この規格の趣旨を十分にご理解いただき、電気工作物の保安確保等に活用されることを希望いたします。

附則（平成 18 年 9 月 12 日）

本要領は、平成 18 年 9 月 12 日より施行する。

附則（平成 25 年 6 月 11 日）

本要領は、平成 25 年 6 月 11 日より施行する。

付 録

規定の記載方法について（案）

（9月12日第43回日本電気技術規格委員会で承認された，“日本電気技術規格委員会規格の書き方についての検討結果”を反映した。）

1．規定の記載についての注意

日本電気技術規格委員会規格は，使用者が分かりやすい表現で記述する。

規格の様式は，“JIS Z8301(2005) 規格票の様式及び作成方法”の付属書 G 及び付属書 H を参考に，各専門部会で個々の規格内容により定め規格内では様式を統一する。

日本電気技術規格委員会規格は，“これに従わなければならない”という義務を課すものではない。しかし，規格が法令，契約，自主保安規定などに引用されることによって，このような義務が生じる場合があるので，規格は満たすべき要求事項を特定し，任意の選択事項と明確に区別しなければならない。

2．規定の主語の表記について

主語は，「・・・は，」で表現することを原則とする。ただし，条件文書においては，主語は「・・・が，」と表記する場合がある。また，主文章の主語であっても，条件文書が前置きされ，条件文章との意味のつながりを明示する必要があるときは，「・・・が，」で表記してもよい。規定文章の前後関係から，容易に主語が類推され，同主語を何度も記載することにより規定が煩雑になる場合は，主語を省略してもよい。

3．規定の記述について

規定事項の記述は，その内容が“義務的事項”，“勧告事項”若しくは“推奨事項”のいずれかであるか，又は単なる情報としての記述であるかを，規定を表す文章の末尾で明確に区別する。“義務的事項”，“勧告事項”若しくは“推奨事項”の要求区分と法令又は他の規格との関係の原則を表 1 に示す。

表 1 要求区分と根拠・出典との原則

	義務	勧告	推奨
法令・法規			
技術基準の解釈			
JIS, ASME, その他規格 及び専門部会としての 独自の要求			

； 基本 ；技術的要求内容によって専門部会が判断

“義務的事項”，“勧告的事項”及び“推奨的事項”の定義の例を以下に示す。各専門部会

は、この例を参考に、当該規格で使用する義務的事項、勧告事項若しくは推奨事項の定義を技術的判断から分類し、明記する。この定義は、規格の巻頭部に明記する。

(1) “義務的事項(指示又は要求)”とは、法令、法規による事項及び 専門部会として 設備の保安上必要と判断した法令、法規以外の事項である。
規格に適合するためには厳格にこれに従う必要があり、これを外れることを認めない規定である。

(2) “勧告的事項”とは、JIS Z8301(2005)付属書Hのいう“推奨”の内、 専門部会として 設備の保安に係り、強い推奨が必要と判断した事項である。
勧告的事項の要求には遵守義務を期待し、その他の方法を選択する場合は、法令に照らして、十分な保安水準を達成できる技術的根拠があり、合理的、客観的な理由が必要な規定である。勧告的事項の要求と異なる場合は、異なる部分を特定し明確化すること及び異なることの説明責任が生じる。

(3) “推奨的事項”とは、JIS Z8301(2005)付属書Hの“推奨”及び“許容”の内、設備の運用、消費者の利便性又は経済上の理由等により、独自の判断を認める事項である。
専門部会として、規格に規定する以外の方法でも良いが特に適していると判断したもの及び規格の立場に立ってこれを許すことを示す規定である。

4. 規定の末尾の字句について

各専門部会は、規定の要求を明確に表現するため、規定の末尾の表記を定めて、規格の巻頭部に明記し、規格の使用者が混乱しないようにする。

規定の末尾に使用する字句の参考例を表 2 に示す。

5. 解説の語尾・述語の表記

多くの規格は、本文に規定・記述した事柄、並びにこれらに関連した事柄を説明するため解説を設けているが、解説は、規定の一部ではないため、解説の語尾・述語の表記は、規格使用者が規定の要求と間違わない表現とする。

6. 数値の記載

JIS Z8301(2005)付属書Iの“数値・量記号・単位記号・数式”では、数値の表し方として、“けた数が多い数値を表す場合には、読みやすいように、小数点から数えて左右に3けたずつの群に分ける。群の間は、間隔をあけるようにし、コンマなどで区切ってはならない。・・・”と規定され、解説で、“デジタルフォントの間隔(スペース)は通常、半角にす

るのがよい。”と記載されている。

しかし、数値の記載については、第36回日本電気技術規格委員会で審議の結果、3けた毎にスペースを入れる方式は、一般には周知されているとは言えないこと、日本電気技術規格委員会規格では、けた数の多い値が少ないこと（例えば、10000kW程度で大きい場合、M,G等の記号が使用される。）であることから、スペース無し又は“,”での区切りも当面は許容する。

7. 補足

外部の団体からの、規格の審査依頼については、規定の内容が明確（要求なのか、推奨なのか、許容なのか等）に表現されているかを審査する。

表 2 要求区分毎の規格末尾の字句の参考例

要求区分	末尾の字句の例 1	末尾の字句の例 2	末尾の字句の例 3
“義務的事項”	～（し）なければならない。 ～（し）てはならない。 ～する。 ～とする。 ～による。 ～（し）ない。	～（し）なければならない。 ～（し）てはならない。 ～する。 ～とする。 ～による。 ～（し）ない。	～すること。 ～しないこと。
“勧告的事項”		～すること。 ～しないこと。	～すること。(勧告) ～しないこと。(勧告)
“推奨的事項” 又は “許容”	～することが望ましい。 ～するのがよい。 ～しないほうがよい。 ～（し）てもよい。 ～差し支えない。	～することが望ましい。 ～するのがよい。 ～しないほうがよい。 ～（し）てもよい。 ～差し支えない。 ～を推奨する。	～すること。(推奨) ～しないこと。(推奨)

注1 ;「・・・を原則とする。」を末尾の字句で使用する場合は、容易に例外を認めるとの誤解を与えないよう、例外条件を明記するなどの注意をして使用すること。

